

◎佐賀県条例第23号

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成27年佐賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）<u>第5条第4項第4号</u>に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により県税の不均一の課税をすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認定地域再生計画 法第5条第1項に規定する地域再生計画であって、<u>同条第16項</u>の認定を受けたものをいう。</p> <p>(2) 地方活力向上地域 法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）<u>第5条第4項第5号</u>に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により県税の不均一の課税をすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認定地域再生計画 法第5条第1項に規定する地域再生計画であって、<u>同条第15項</u>の認定を受けたものをいう。</p> <p>(2) 地方活力向上地域 法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。